

都市計画道路事業(国道線・大日線)の施行について

都市計画道路国道線及び大日線については、平成26年12月16日、国土交通省近畿地方整備局告示第219号に基づき事業を実施することとなりました。施行する事業地は下記のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、平成27年1月23日以降、事業地内の土地建物等を兵庫県以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方等をあらかじめ書面をもって兵庫県に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届け出をしないで土地または土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意下さい。

事業内容の詳細及び上記の有償譲渡に関する届け出等についてお尋ねがある場合は、下記の土木事務所にご照会ください。

平成27年

兵庫県

記

1. 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業 3. 3. 3号 国道線及び3. 4. 22号 大日線

2. 施行日

平成26年12月16日～

3. 設計の概要

国道線：延長964m 幅員27m 車線数4車線

大日線：延長133m 幅員18～36m 車線数4車線

4. 施行者の名称

兵庫県

5. 事務所の所在地及び名称

国道線・大日線：姫路市北条1-98

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所

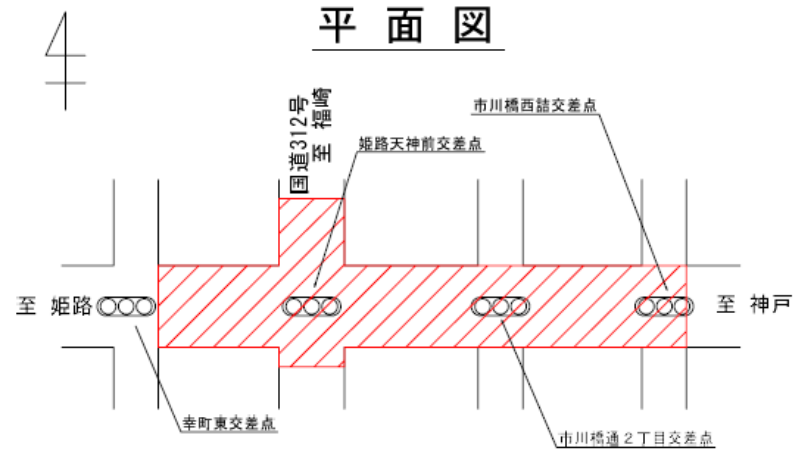
電話 079-281-9481

(担当課) 道路第1課、用地第1課

事業地の所在地

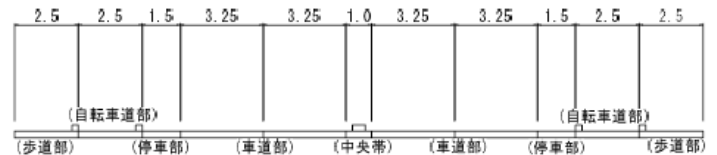
国道線：兵庫県姫路市東郷町字下河原、市川台一丁目、市川橋通一丁目、市川橋通二丁目、神和町、神和町二丁目、幸町地内

大日線：姫路市大善町地内



- ・朱線部分内は、今回実施する事業地です。
- ・平面図はイメージですので、事業地にかかる詳細については、土木事務所までお問合せください。

標準横断図 (Standard Cross-section Diagram)



- ・単位はmです。
- ・信号交差点においては、右折斜線を設置しますので、標準横断図とは異なります。